

電気ポットの安全対策に係る今後の取組（提言案）

1 商品等の安全対策

(1) 可能な範囲での商品改善（製造事業者団体、製造事業者）

- ・ひっかけにくいコードの検討
- ・滑りにくい底面の性状の工夫（ゴム・シリコンや凸凹など）
- ・転倒防止対策の強化
- ・ボタン位置や色の工夫
- ・蒸気レス・蒸気セーブ製品の一般化

(2) 安全配慮製品の普及（製造事業者団体、製造事業者、流通事業者団体、流通事業者）

- ・コードレス製品の普及（利便性のみでなく、安全対策になることも訴求）
- ・蒸気レス・蒸気セーブ製品の普及

2 消費者等の安全意識の向上（製造事業者団体、製造事業者、流通事業者団体、流通事業者、国・都）

(1) 保護者に向けた危険性の周知・注意喚起、具体的な置き場所の提案

電気ポットは、沸騰状態に近い高温のお湯を長時間保温する製品であり、危険を伴うものである。祖父母を含む保護者が、やけどの危険性を認識したうえで生活をする習慣をつけることが大事

- ・小さい子供のいる家庭において望ましい置き場所は、調理スペースまたは台所の棚・ラック（特に子供が2歳までは、居室に置かない）
調理スペースに余裕がある場合は、移動しなくてもよいよう調理スペース。
調理スペースに余裕がない場合は、台所の棚・ラック
- ・台所には一人で入れない工夫をする。（特に2歳以下）きちんと目を配れるときのみ、台所に入れる。
- ・居室におく場合は、使用しない場合にマグネットプラグを外す、コードレスを使用する、置き場所を工夫するなど、十二分な注意をする
- ・電気ポットを滑りやすい台の上に置かない。やむを得ず置く場合は、滑り止めマットを敷く。
- ・自宅以外の場所で、電気ポットがあつたら、子供の行動空間から移動させる。
- ・保護者に向けた、製品選択基準、パッキン交換の必要性の周知
- ・旅館など宿泊業に向けた、危険性の周知、子供のいる家族の場合の置き場所の提案（電気ポットを自宅に持たない人に向けた啓発も重要）

(2) 事故情報の販売店、メーカー等への報告を推奨

3 事故情報収集と活用体制、共有体制の整備（製造事業者団体、製造事業者、流通事業者団体、流通事業者、認証団体、認証機関、国・都）

(1) 事故情報報告窓口の継続

- ・販売店
- ・製造事業者お客様窓口
- ・消費生活センター

(2) 消費生活用製品安全法に基づく事故情報収集制度